

令和元年第2回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 令和元年6月12日

閉 会 令和元年6月14日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（6月14日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 中 川 悟 君
議会事務局 次 長 坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君
2 番 川 崎 憲 二 君

議事日程（第3号）

- 第1 議案第18号 令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案
- 第2 議案第19号 令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第3 議案第20号 令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第4 議案第21号 令和元年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第5 議案第22号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第6 発議案第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案
- 第7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

初めに、村長より、6月12日の開会日の発言について訂正があるということですので、村長より訂正をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） この場で訂正させていただきます。

第1日目に提案理由を申し上げました。

その中で、議案第19号、令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、繰入金250万1,000円を繰越金250万1,000円と申し上げましたので、これを繰入金にご訂正願います。

また、議案第20号、令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきまして、同じく繰入金17万1,000円を繰越金17万1,000円と申し上げたところであります。これも繰入金17万1,000円にご訂正願います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

日程第1 議案第18号 令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第18号令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第18号、令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案についてご説明申し上げます。

歳入歳出。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万8,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ20億7,286万円とするものであります。

それでは、総務課の主なるものについてご説明申し上げます。

歳入の7ページ、お開きください。

2段目、17款2項1節財政調整基金繰入金130万円を補正しております。

それから、その下、19款4項2目雑入の1節雑入で450万円を減額しておりますが、これはコミュニティ助成事業助成金が内示がありましたので、それに伴い減額をしてご

ざいます。

続いて、歳出を説明いたします。

9ページ、お開きください。

最初に、歳出の各款項目の2節給料、3節職員手当等、それから4の共済費、19節の負担金補助及び交付金の中の人件費に係るものは、人事異動等で異動がありまして、おのおの減額・増額補正したものが今回計上してございます。

総務課の関係の主なものは、2款1項4目財産管理費の15節工事請負費、光ファイバーケーブル電柱撤去工事費34万6,000円を計上してございます。これは、広瀬から高根地区に通じている道路の中間付近ですけれども、過去にジャパン・フォアグラという会社がありまして、幹線から北側に、奥のほうに建物あったわけですけれども、そこに光ファイバーを設置してありました。ところが、その建物自体、光ファイバーは東北電力の電柱に共架しているんですけれども、東北電力のほうで電気を使っていないので電柱を撤去したいということがありまして、その張っている光ファイバーを回収して、幹線の電柱まで引き戻しするための工事費でございます。

それから、その下の18節備品購入費107万6,000円、プレハブ小屋購入費ということで、これは、健康増進法の一部を改正する法律が改正になりまして、望まない受動喫煙の防止を図るということで、敷地内全面禁煙等々、法律の改正がございまして、庁内では喫煙することができなくなります、7月から。それに伴いまして、喫煙者が3割ほどいるわけですけれども、それプラス用事を足しに来た人たちものむ場所がないと不便だということで、敷地内のところにプレハブで区切って喫煙する場所を設けるためにプレハブの小屋を購入するものであります。

それから、同じく8目企画費の13節委託料23万1,000円、これは、蓬田村勢要覧写真撮影委託料ということで、令和2年度を発行する予定で、要覧の記事に使う写真等を撮影するため委託する分の委託料でございます。

それから、その下の19節負担金補助及び交付金461万2,000円の減額でございますが、当初、中沢、阿弥陀川、広瀬、3自治会のコミュニティ活動費の予算を計上してあったわけですけれども、内示が来たのが1地区ということで、優先順位で中沢地区のコミュニティ活動費を残して、残り2地区の分を減額したものでございます。

続いて、16ページ、お開きください。

9款1項1目非常備消防費18節備品購入費、消防用防火衣購入費1万6,000円増額し

てございますが、これは、当初予算の計上時に消費税を8%で計算して計上したもので、実際、物が納まるのは10%になってからということで、2%の不足分を計上してございます。

それから、その下の2目消防施設費の15節工事請負費、消防団屯所用サイレン設備工事費174万5,000円、これは、高根地区の屯所のサイレンを整備するための工事費でございます。

総務課は以上であります。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） それでは、健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

12ページをお開きください。

上段、3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費13節委託料、障害者自立支援給付等システム改修委託料16万2,000円を増額計上しております。本年10月からの消費税増税に伴う就学前障害児の発達支援無償化への対応としてのシステム改修が必要となったための予算となっております。

その下、7目プレミアム付商品券事業費52万8,000円を増額計上しております。消費税増税対策として実施する低所得者、子育て世代を対象とした商品券事業予算の国から示された見込み額増額分を計上したものでございます。

その下、2項児童福祉費2目児童措置費13節委託料、子ども・子育て支援システム改修業務委託料として286万円を計上してございます。こちらも、消費税増税対策として実施する幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の利用料の無償化等に伴うシステム改修業務委託料として計上したものでございます。

下段、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費10万6,000円を増額計上しております。こちらは、国による風しん追加的対策として今年度実施するための追加予算分としてのものでございます。

なお、歳入につきましては、歳出対応額をあわせて予算措置をしております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 産業振興課関係の主なものについて説明いたします。

歳出、14ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費11節、修繕料、堆肥製造施設外壁修繕料29万9,000円の計上です。これは、堆肥を製造している施設の外壁が老朽化により破損したため、修理のために計上しております。

続きまして、その下段、6款2項1目林業総務費13節、航空写真撮影及びデジタルオルソ作成業務委託料278万3,000円の計上です。これは、森林環境贈与税を財源に実施するもので、今後の森林の整備に利用するための基礎資料となる航空写真を撮影するため計上しております。

続きまして、その下段、6款3項1目水産業15節、堆肥処理施設コンプレッサー設置工事費505万4,000円の計上です。これは、現在稼働中のホタテガイ養殖残渣堆肥化施設のふるいが水分量の多い残渣が搬入されると目詰まりするため、それを解消するためのものです。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設関係の主な項目について説明いたします。

歳出について説明いたします。

14ページをお開きください。

上段、6款1項5目4節共済費は、職員の異動等に伴う増額補正となります。

15ページをお開きください。

下段、8款2項1目2節給料、4節共済費は職員の異動等に伴う減額・増額を行ったものです。

その下、8款2項2目12節役務費31万8,000円、これは、除雪格納庫建設地の不動産鑑定料を計上しております。

16ページをお開きください。

上段、8款4項1目2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金は、職員の異動に伴う減額を行ったものです。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（木村伸一君） それでは、教育課関係の主なものについて説明いたします。

まず、歳出、17ページをお開き願います。

中段、10款1項教育総務費1目事務局費12役務費15万2,000円を増額しております。

これは、小学校に転校生がありまして、まず、タブレット1台が足りなくなったと。それで、中学校の余っているタブレットを活用するため、そしてその設定などが必要になり計上してございます。

10款2項小学校費1目学校管理費18節備品購入費8万4,000円の増額になります。これは、小学校でバスケットの試合で使うデジタイマーというものがあります。それが4月に壊れたため、新たに購入するものでございます。

その下、10款3項中学校費1目学校管理費18節備品購入費6万5,000円の増額、これは、中学校にあるシュレッダー、これが老朽化により壊れたため、新たに購入するものでございます。

18ページをお開き願います。

中段になります。10款6項1目保健体育総務費19節負担金補助及び交付金34万5,000円の増額、これは、今年度より県民駅伝、これが新たに小学校の区間が設けられたと。それがわかったのがまず3月でありました。そのため新たなユニフォームが必要となりますが、現在のユニフォームは8年前のものであり同じものがない。また、老朽化により大分傷んでおりますので、今回、全員分新たに購入するものです。これについては、補助金の申請をし、補助金審議委員会の了解を得られたことにより計上しております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 9ページをお願いします。

上段の2款15節の光ファイバーケーブルの電柱の撤去、先ほど説明いただきましたが、以前より高根地区の方から幹線にある電柱を撤去していただきたいという話は私も聞いているのですが、先ほどの説明ではっきりしなかったのもう一度聞きます。北側の幹線の電柱2本まだ立っているんですが、そのことでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 真ん中辺から、もと田中十衛さんが経営していましたジャパン・フォアグラの事務所のほうに、当時、敷設時は支障があるということで配線をしていました。そこまで引っ張っていくのの電柱が、結局道路ののり面のところに立っているので、それを使うことがなくなったのでそれを抜くということで、同じ場所だと思っております。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番(久慈省悟君) 14ページをお開きください。

6款3項15節、堆肥処理施設コンプレッサー購入費505万4,000円計上されています。

このコンプレッサーは、今の残渣施設の外に設置するようなことを聞いております。しかし、ここの地域は、冬は雪も降りますし塩害とかもありますので、屋根だけで周りは囲まない、そういう設置方法なのか。設置方法がやはりもう少し説明していただきたい。

○議長(木村 修君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高田 徹君) お答えいたします。

今回計上した505万4,000円の中身は、外壁も屋根も囲われていてシャッターで閉じる、建物も一緒に発注になります。

以上です。

○議長(木村 修君) 4番柿崎裕二君。

○4番(柿崎裕二君) 同じく14ページ、堆肥処理施設のコンプレッサーの質問でございます。この500万の計上がなされていますけれども、以前の説明のときでは、リースができるコンプレッサーがあって、それを幾つかリースをして状態を確かめながらその施設にあったものを見きわめたいという話でした。

今回、予算が計上されたということは、ある程度の大きさのコンプレッサーがよいという結果があつたのことだと思ふんですが、そのリースしたコンプレッサーは1台だけをリースしてみたのか、何台かを競ってみたのか。その辺の説明をお願いします。

○議長(木村 修君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高田 徹君) 今回計画していますコンプレッサーは30馬力クラスのコンプレッサーなんですけど、同じシステムを導入している15カ所の堆肥化施設で全て30馬力クラスのコンプレッサーを入れているということで、今回計画の中では30馬力を計画したんですが、それと同じものを今現在リースしてまして、稼働してみますと、容量的には問題ない状態です。

以上です。

○議長(木村 修君) 1番小鹿重一君。

○1番(小鹿重一君) 同じようなコンプレッサーの質問ですけれども、きのう、課長のほうから7月契約、9月導入予定というお答えありましたけれども、それはそれでいいんですけども、この発端になつたのは、いわゆる容量が少ないといひますか、そういうことがあつて、人がついで、いわゆるたたくといひるか、そういう作業をしていて非常に

危険だというような前段がありました。

今回、試験的にもやってみた結果、何ら問題はないと。そういう今度作業は要らなくなりましてということによろしいのでしょうか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 上からたたく作業はもう必要なくなると思います。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 16ページお願いします。

下段、9款15節の工事請負費の消防団のサイレンの……16ページです。サイレンのことです。今ここに170万ほどの予算が計上されていて、これが可決しますと、高根部落へのサイレンはいつごろの工事予定なのか、わかりますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） ちょっと今手持ち資料ありませんけれども、今、この予算が通ると、おのずと直ちに入札をするという形にはなると思います。ただ、ものを発注してから多分政策という形になると思いますので、多少の期間はちょっとかかると思うんですが、できるだけそれは早くにつけたいと思っていますので、短い期間での納品をなるべく要求したいと思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 以前にも質問した部分なんですけれども、今のデジタル防災無線になりましてから、高根はそのデジタル防災無線のサイレンをもって、火事とか、火災のお知らせというか、通告をしてサイレン鳴らすようにしていたんですが、そのデジタル無線になってから、スイッチの箱が2メートル以上のところについていまして、脚立か何かないとそこには手が届かないという状況なわけです。その状況で、今は防災無線のサイレンも鳴らせない状態であると。また、最近の火事的时候では、サイレンも鳴らなかつたと地元の方から聞いています。鳴らなかつたのではなく、鳴らせなかつたわけですから、手が届かないために。

そういう状況ですので、この予算が可決したら、今、総務課長も申したように、できるだけ早く、直ちに取りつけ工事に入っていただきたいということを申し述べておきます。

○議長（木村 修君） 1 番小鹿重一君。

○1 番（小鹿重一君） 9 ページお願いします。

2 款総務費 1 項の 4 目財産管理費の備品購入費、プレハブ小屋購入費、これはたばこの対策で 7 月 1 日からというふうなことなただけけれども、設置場所はどこを考えていますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 設置場所については、できるだけたばこのまない人が受動喫煙にならないような場所ということで、1 階の、今は焼却炉、今はごみの集積所になっていますけれども、そこら辺の、建物からある程度離れた場所に設置したいと今のところは考えております。なので、今まで自転車小屋のところと、それから 2 階の踊り場のところで喫煙していたんですけれども、そこではもう禁煙になるということで、そのプレハブの場所で喫煙してもらおうということを考えていました。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 7 名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 19 号 令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号) 案

○議長（木村 修君） 日程第 2、議案第 19 号令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第 19 号、令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予

算（第1号）。

令和元年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,758万円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

歳出になります。

1款1項1目2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、合わせて250万1,000を増額しております。これは、職員の人事異動に伴い人件費を増額するものです。

歳入につきましても、一般会計からの繰入金、歳出相当財源分を計上しております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号 令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第3、議案第20号令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議案第20号、令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案。

令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,206万7,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

歳入になります。

2款1項1目1節一般会計繰入金17万1,000円となります。

6ページをお開きください。

歳出になります。

1款1項1目2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、人事異動と職員の異動等に伴う減額・増額を行ったものであります。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第21号 令和元年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第4、議案第21号令和元年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第21号、令和元年度蓬田村介護保険特別会計補正予算

(第1号)。

令和元年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,774万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出になります。

1款1項1目2節給料から13節委託料、介護保険システム改修委託料までで67万6,000円を増額しております。今回の補正は、人件費の減額と、介護報酬等の改正がありシステム改修を行わなければならないため増額するものです。

歳入につきましても、一般会計からの繰入金、国庫支出金と歳出相当財源分を計上しております。

説明は以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第22号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(木村 修君) 日程第5、議案第22号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、議案第22号、蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてをご説明申し上げます。

蓬田村教育委員会委員に次のものを任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返26番地8。

坂本勇一。

生年月日ですが、昭和27年1月10日生まれでございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を売るために提案するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（木村 修君） ただいまの出席議員は7名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番久慈省悟君及び4番柿崎裕二君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（木村 修君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(木村 修君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(中川 悟君)

1 番小鹿重一議員。(はい。)

2 番川崎憲二議員。(はい。)

3 番久慈省悟議員。(はい。)

4 番柿崎裕二議員。(はい。)

5 番森 弘美議員。(はい。)

6 番吉田 勉議員。(はい。)

7 番坂本 豊議員。(はい。)

○議長(木村 修君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。3 番久慈省悟君及び4 番柿崎裕二君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(木村 修君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数7票。うち賛成7票。

以上のおおり、賛成が全員です。よって、議案第22号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（木村 修君） 日程第6、発議案第3号新たな過疎対策法に関する意見書案を議題といたします。

提出者の柿崎裕二君より説明を求めます。

○4番（柿崎裕二君） 発議案第3号、新たな過疎対策法制定に関する意見書（案）についてご説明申し上げます。

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げるところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林の荒廃やたび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしている多面的・公益機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総括的・積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第7、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 第2回村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、議案9件をご提案いたし、ご審議いただきました。また、一般質問におきましても、除雪機械格納庫、そしてコミュニティバスなど、大変貴重なご意見を賜りました。ありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、誠心誠意、これを実現していくように努力してまいりたいと存ずる次第であります。

議員各位におかれましては、議員選挙後の定例会ということで時間も少なく、公私とも忙しい皆様にとって少しきつい状況であったかと思いますが、村政発展のためにご尽力賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、農業のほうは気になりますのは、ずっと雨が降っていないという、4月、5月、6月、非常に少ない。予報によりますと30%程度ということでございますので、農業者の皆様にとっては水の確保に大変苦勞されていると思います。収穫の時期、それぞれ違いますけれども、何とかこれを乗り切って頑張ってくださいようにご努力いただきたいと、このように思っております。

終わりになりますが、議員各位におかれましては公私ともにご多忙でございます。どうか健康に留意されまして、ますますご活躍くださるようご祈念申し上げて、終わりの挨拶いたします。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、令和元年第2回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

午前10時28分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員